

三春町農業集落排水事業

経営戦略

団 体 名： 三 春 町

事 業 名： 農業集落排水事業

策 定 日： 平成 2 9 年 3 月 1 5 日

計 画 期 間： 平成 2 9 年度 ～ 平成 3 8 年度

三春町 企業局

目 次

1	経営戦略作成の目的	1
2	三春町の現状と農業集落排水事業を取り巻く環境	1
3	事業概要	3
	（1）事業の現況	3
	①施設	3
	②使用料	4
	③組織	5
	（2）民間活力の活用等	6
	（3）経営分析表を活用した現状分析	6
	（4）下水道施設ストックの現状と課題	7
	①管渠	7
	②マンホールポンプ	7
	③終末処理場	7
4	経営の基本方針	8
5	投資・財政計画	9
	（1）投資・財政計画	9
	（2）投資・財政計画の策定にあたっての説明	9
	①収支計画のうち投資について説明	9
	②収支計画のうち財源について説明	10
	③収支計画のうち投資以外の経費について説明	13
	（3）投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	14
	①今後の投資についての考え方・検討状況	14
	②今後の財源についての考え方・検討状況	14
	③投資以外の経費についての考え方・検討状況	14
6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	15
7	資料	
	平成 28 年度 経営比較分析表	
	様式第 2 号「投資・財政計画」（収益的収支）	
	様式第 2 号「投資・財政計画」（資本的収支・繰入）	

1 経営戦略作成の目的

三春町農業集落排水事業は、農業用用水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び定住促進施策において重要な施設であり、住宅の新築・改築・トイレ改造において、住宅の排水を受け入れる必須な施設であることなどから、持続的に事業を行うこと、また、独立採算を原則とした公営企業としての経済性を発揮し、最小の経費で最良のサービス提供する下水道事業運営をすることを目的に当計画を作成します。

2 三春町の現状と農業集落排水事業を取り巻く環境

三春町(人口 1.7 万人)は福島県の中央部、中核市郡山市の東隣に位置し、日本三大桜に数えられる三春滝桜や郷土玩具の三春駒などを育んだ豊かな自然と歴史・文化を誇りとする旧秋田氏 5 万石の城下町です。昭和 50 年以降「いま、花開く小さな城下町三春」をキャッチフレーズに、教育、福祉、景観、中心市街地活性化など独自のまちづくり運動や地方分権ブームを先導し行財政改革に取り組むなど、先進的な行政の町としても知られています。

人口については、平成 7 年の 20,000 人をピークに減少傾向にあり、この減少が続くと、平成 38 年には 15,000 人程度になる見込みです。

また、同時に少子高齢化もすすんでおり、平成 22 年では老年人口割合は 26%、年少人口割合は 12%ですが、平成 38 年には老年人口割合が 38%まで上昇する一方、年少人口割合は 9%まで減少する見込みです。

この人口減少の要因の一つに、転出者数の超過が挙げられ、特に若年層の転出割合が高く（平成 27 年の転入者数 391 人に対し転出者数 581 人、うち 329 人が 29 歳以下）、転入者の増加と転出者の抑制が喫緊の課題となっています。

当該三春町農業集落排水事業等の汚水処理対策事業について、本町は平成 10 年の行政組織改革で、それまで 4 課に分散していた上水道と下水道、浄化槽、農業集落排水の業務を統合して上下水道課（平成 12 年に企業局に改組）を設置しました。特に浄化槽は人口集積が小さい本町において有効な手法であり、「集合処理、個別処理の効率的な組合せにより、町内汚水衛生処理率 100%をめざす」という整備方針を打ち立てて、事業を展開しているところです。

今後は、少子高齢化や人口減少、節約型社会による使用料の低迷や、施設の老朽化、機械設備の更新時期の到来などによる修繕費、更新費用の増大など農業集落排水事業を取り巻く状況は一層厳しさを増すことが予想されます。

したがって限られた予算を有効に活用し、増大する費用を抑制しつつ、住民の需要や特性を勘案して事業を継続していくことが課題であり、重要であると考えます。

表 1 総人口及び年齢階層別人口の推移

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
0～14歳	2,064	2,016	1,930	1,845	1,759	1,673	1,588	1,550	1,512	1,474	1,436	1,398	1,367
15～64歳	10,680	10,557	10,258	9,959	9,660	9,361	9,062	8,866	8,670	8,474	8,278	8,082	7,926
65以上	5,449	5,620	5,619	5,619	5,618	5,617	5,617	5,654	5,691	5,728	5,765	5,806	5,799
合計	18,192	18,193	17,808	17,422	17,037	16,652	16,267	16,070	15,873	15,676	15,479	15,286	15,092

表2 農業集落排水 供用開始内人口と接続人口の推移と見込

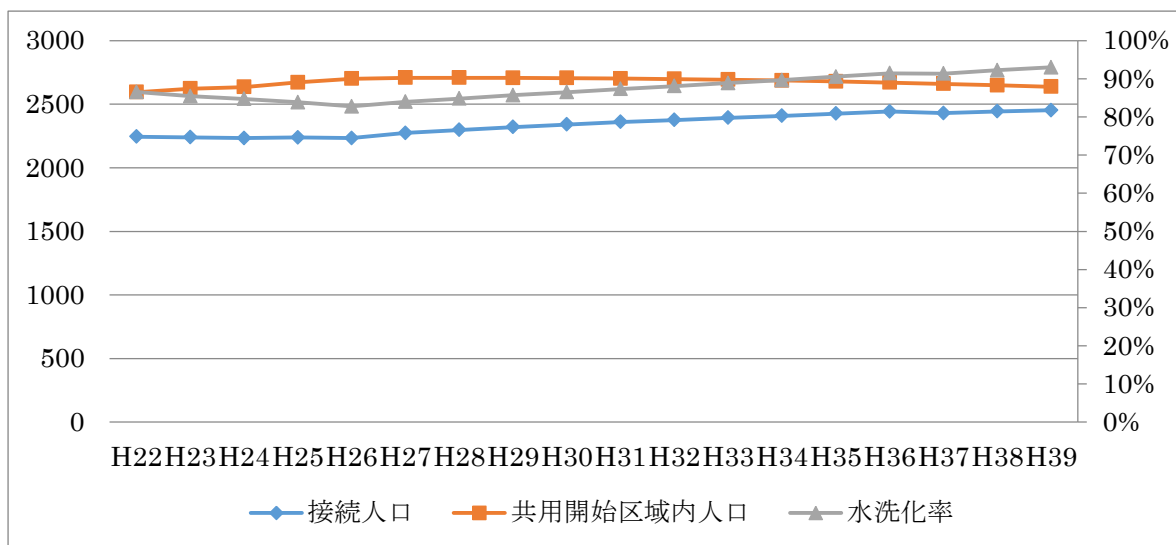
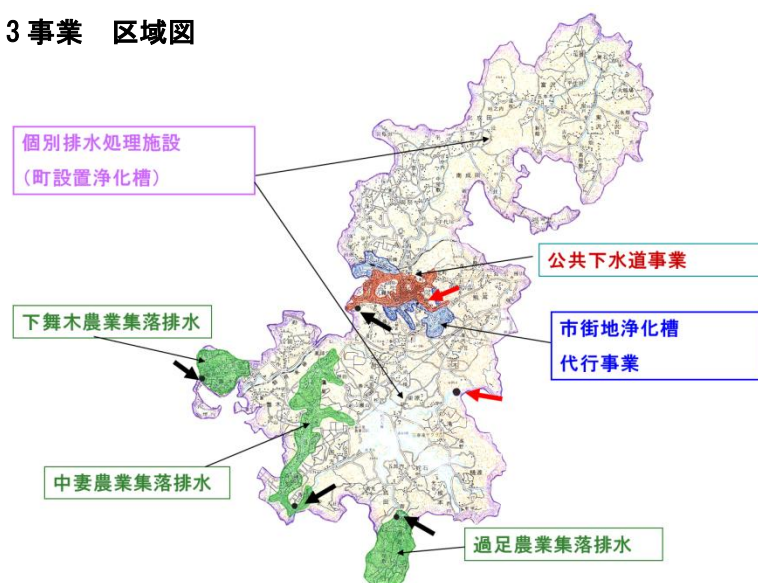


表3 平成27年度末 三春町下水道3事業における下水道等接続状況

処理方式区分	行政人口	現況					接続率
		集合接続	個人設置合併	町営の合併	単独浄化槽	汲み取り	
公共下水道	3,435	2,210	59	0	836	330	64%
市街地浄化槽代行事業	2,771	0	512	508	1,388	363	37%
下舞木地区農業集落排水事業	1,368	1,208	9	0	124	27	88%
中妻地区農業集落排水事業	986	718	21	0	152	95	73%
過足地区農業集落排水事業	286	286	0	0	0	0	100%
個別排水処理施設 (浄化槽)	8,810	0	1,432	2,474	3,972	932	44%
三春町全体	17,656	4,422	2,033	2,982	6,472	1,747	52.9%

図1 三春町下水道3事業 区域図



3 事業概要

三春町の下水道事業は、次の3事業に区分されます。①公共下水道事業②農業集落排水事業（下舞木、過足、中妻の3処理区）③個別排水処理事業（個別排水処理事業、市町村浄化槽設置推進事業、市街地浄化槽代行事業）公共下水道及び農業集落排水事業の事業推進は一時休止することとし、その他の地域は個別排水処理事業で対応します。

（1）事業の現況（農業集落排水事業） 平成27年度末

農業集落排水事業

農業集落排水事業は平成2年度に着手し、平成5年9月に下舞木地区、平成9年6月に過足地区、平成10年4月に中妻地区の3地区で供用を開始しています。

平成27年度末の処理区域面積（下舞木、過足、中妻）合計は122ha、処理区域内人口は2,640人です。接続件数は下舞木385件、過足87件、中妻216件、合計688件で、処理水量は237,346m³で、このうち有収水量は216,954m³、有収率は91.4%でした。

平成11年度に既存の構想を見直した結果、住家が分散して集合処理に適した地域がほとんどないので、既に完了した3地区を除いた15地区は中止としました。

現在は、供用開始区域内の接続率の向上に努め、使用料収入の増加を目指します。併せて、維持管理、運営経費の削減に努め、経営の健全化を行う予定であり、計画期間内での管渠敷設工事予定はありません。

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	下舞木 平成 2 年度 過足 平成 9 年度 中妻 平成 10 年度	法的（全部適用・一部適用） 非的の区分	地方公営企業法 全部適用	
処理人口内密度	21.6 人／ha	流域下水道等への接続 の有無	無	
処理区数	下舞木処理区、過足処理区、中妻処理区、 合計 3 処理区			
処理場数	各処理区に 1 箇所 合計 3 か所			
下水道管延長	下舞木 10,058m 過足 5,042m 中妻 22,399m 計 37,499m			
全体計画面積	122ha	現在処理区域面積	122ha	進捗率 100.0%
年間処理水量	216,954m ³	有収水量	216,954m ³	有収率 91.4%
処理区域内人口	2,640 人	接続人口	2,212 人	水洗化率 83.8%
最適化実施状況	平成 2 年度下舞木処理区工事開始 平成 3 年度過足処理区工事開始 平成 7 年度中妻処理区工事開始 平成 10 年度中妻処理区供用開始 平成 11 年度事業見直し 既に完了した 3 処理区を除く 15 処理区を中止			

②使用料

一般家庭使用料体系の概要・考え方	概要 従量使用料制の累進使用料を採用しています。				
	算式				
	基 本 料		2,000 円／月		
	従量使用料				
		1 m3 ～10m3	95 円		
		11m3～ 20m3	150 円		
		21m3～100m3	200 円		
		101m3 以上	220 円		
	考え方 地方公営企業法第 21 条第 2 項に示す、「①公正妥当な料金②原価を基礎とした料金、③健全な運営を確保する料金」を基本的な考え方としながらも、下水道事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担し、維持管理費と下水道事業の実体資本を維持するための内部留保資金を留保し得る料金体系とします。 少量部分の使用料を低廉な累進使用料を採用しているところですが、大口の需要が減少し、節約社会、超高齢化社会等を考慮し、時代に合った適切な使用料体系、料金設定を検討する必要があります。				
業務用使用料の体系の概要・考え方	浴場汚水（福島県公衆浴場法施行条例第 2 条に規定する浴場については、別途料金体系を採用しています。				
	算式				
	基本料		2,000 円／月		
	従量使用料				
		1m3～200m3	95 円		
		201m3 以上	150 円		
その他の使用料体系の概要・考え方	井戸水使用の家庭 下水道の使用量は、その使用料量を把握するのは技術的に困難なため、便宜上、上水道使用量を下水道使用量として、料金計算を行っていますが、井戸水使用の家庭については、統計上の数値を利用し、井戸水使用の場合は、1 人当たり 5m3／月として使用量を認定しています。				
条例上の使用料 （20m3 あたり）料金の経過	平成 25 年度	4,672 円	実質的な使用料 （20m3 あたり）	平成 25 年度	4,780 円
	平成 26 年度	4,806 円		平成 26 年度	4,820 円
	平成 27 年度	4,806 円		平成 27 年度	4,800 円

条例上の使用料とは、一般家庭における 20m³ 当たりの使用料をいう。

実質的な使用量とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³ を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職 員 数	農業集落排水事業に関与する職員 企業局長（水道・宅造 G 下水道 G 統括） 1 名 企業局次長（水道・宅造 G 長兼務） 1 名 下水道グループ長 1 名 下水道グループ員 1 名 計 4 名 ○下水道グループは公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業をそれぞれ兼務しており、農業集落排水に専属する職員はいません。		
事業運営組織	平成 9 年度まで 水道課（上水道） 農林課（簡易水道） 都市整備課 （公共下水道） 農林課 （農業集落排水事業） 保健環境課 （浄化槽補助金事業） 5 課 5 事業 関係職員 15 人	平成 10 年度 上下水道課 （上水道） （簡易水道） （公共下水道） （農業集落排水事業） （浄化槽補助金事業） 1 課 5 事業 関係職員 12 人	平成 28 年度 企業局 局長 1 名 次長 (1) 名 水道・宅造 G 員 4 名 下水道 G 員 2 名 （上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理事業、宅地造成事業） 1 課 6 事業 職員 計 7 名

平成 28 年 4 月 1 日現在、企業局長 1 名（統括）、次長（水道宅造 G 長兼務）1 名、水道・宅造グループ 4 名、下水道グループ 2 名で構成されています。

下水道グループは、公共下水道、農業集落処理事業、個別排水処理事業をそれぞれ兼務しており、また業務量的には個別排水処理事業が大半を占めていることから、農業集落排水事業の専属職員を確保できず、実質 0.5 人程度です。

平成 10 年度の組織改革を基に、それまで 5 課 5 事業、関係職員 15 人であったものを、上下水道課 1 課 5 事業とし、平成 12 年度には上下水道課を企業局と改名し、平成 13 年度には宅地造成事業を加え、平成 28 年度現在では 1 課（企業局）2 グループ（水道・宅地造成グループ、下水道グループ）で 6 事業を職員数 7 名で運営しています。

業務の質は、建設改良から維持管理やマネジメント業務に移行しており、業務量の増加は外部委託などで補っているため、当面の組織の見直しは予定していません。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託（包括的民間委託を含む） ①農業集落排水処理施設の運転維持管理について、浄化槽法に示す放流水質を確保することを委託内容とした包括的民間委託を実施しています。そのため、具体的な人員配置、運転方法、点検頻度、通常の水質測定などは受託側が計画書を作成し、計画に沿って運転・維持管理を行っています。 電気料、光熱費、水道料などユーティリティの管理・支払や、機械設備の修繕、更新などは企業局直営で行っているため、レベル1の包括的民間委託と言えます。 契約期間は平成25年から平成29年度までの5年間契約であり、その他上水道事業の浄水場の運転・維持管理、農業集落排水処理場の運転・維持管理なども1契約で行っているため、大幅に事務の効率化や経費の削減の効果があります。 ②農業集落排水業における料金業務と会計処理について、上水道事業や簡易水道事業、農業集落排水事業なども含め、総括して1業者へ1契約（5年間）としているため、事務の効率化や人件費、システムの構築費など経費削減の効果があります。 また会計業務は、日々の伝票処理から決算の財務諸表まで作成していることから、3～5年で異動してしまう職員が行なう場合と比べ、高度な知識と迅速な事務処理が可能となり、結果費用削減の効果があります。 以上のことから民間活用を行った結果次のような効果があります。 ①小規模な自治体では得られない専門技術や経営の効率性を民間委託により補完しました。 ②職員の削減につながりました。 ③コストの削減効果がありました。
	イ 指定管理者制度 下水道事業において指定管理者制度は導入していません。
	ウ PPP/PFI 下水道事業においてPPP・PFIでの事業は行っていません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用（下水熱・下水道汚泥・発電等） 下水道事業においてエネルギー利用による事業は行っていません。
	イ 土地・施設利用（未利用土地・施設の活用等） 下水道事業において土地・施設利用による事業は行っていません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省公営企業三課室長通知による直近の経営比較分析表を別添のとおり添付します。

①経営分析表の補足説明

○農業集落排水使用料については、全国的にも高い水準にあり、平成27年度決算において、維持管理と資本費の一部は賄えている状況です。

○経費回収率については、経営分析表の⑤経費回収率は污水处理費から公費負担分を除いて計算されているため、回収率は100%を超える状態となっていますが、公費負担分を除かなければ55%台で推移しており、決して余裕があるとは言えない状況です。

したがって、企業性を発揮し、将来の固定資産更新時に備えるため、減価償却費の計上による自己金融効果を得るような企業努力を行うことが求められます。

表4 公費負担分を考慮しない経費回収率

区分	H24	H24	H25	H26	H27
使用料収入 (千円) A	45,198	45,829	46,169	46,270	46,995
污水处理費 C+D=B	84,750	83,869	82,542	81,011	79,950
維持管理費 C	21,695	22,456	23,442	25,463	29,484
資本費 (千円) E-E' +F=D	63,055	61,413	59,100	55,548	50,466
減価償却費 (千円) E	35,528	35,528	35,453	87,385	80,078
(長期前受金戻入) E'				53,285	49,389
支払利息 (千円) F	27,527	25,885	23,647	21,448	19,777
経費回収率 A/B×100	53.3%	54.6%	55.9%	57.1%	58.8%

(4) 農業集落排水処理施設ストックの現状と課題

①管渠

農業集落排水管渠延長については平成27年度末で、下舞木 10,058m 過足 5,042m 中妻 22,399m 計 37,499m です。

マンホール数は下舞木 438箇所、過足 292箇所 中妻 805箇所 合計 1,535箇所です。

一番古い管渠は平成2年度施工分ですので、平成27年度末で25年経過しています。

管渠についての耐用年数は50年ですので、計画期間中の更新は予定していません。

②マンホールポンプ

当町において、マンホールポンプは下舞木区域で1箇所、過足区域で1箇所、中妻区域で1箇所の合計3か所あります。それぞれ、供用開始後15年以上経過しています。ポンプ類の耐用年数は20年ですので、計画期間中に修繕や更新することが想定されます。

③終末処理場

処理場は一番古い下舞木農業集落排水処理施設で平成2年の供用開始から15年以上経過しています。

機械設備やポンプ類、配管の耐用年数は20年～30年ですが、計量器については10年ですので、随時計画的に更新が必須です。

機械設備についても、修繕・更新計画を作成し、修繕費等についての交付金などを活用できるよう準備を進めることとします。

4 経営の基本方針

三春町では全国の例にもれず少子高齢化や人口減少等の課題があり、今後の人口減少が予測され厳しい社会情勢を迎えているなか、第7次三春長期計画の目標の一つである「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」を実現させるため、また、既に整備された污水处理インフラストラクチャーを持続的に活用するため、下記のとおり4つの基本方針を定めます。

- 1) 公共下水道や農業集落排水など、上下水道関係事業の組織を一元化し、公営企業として運営する。
- 2) 集合処理、個別処理の組み合わせにより、污水衛生処理率100%を目指す。
- 3) 使用料、受益者負(分)担金は、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の3事業共通とする。
- 4) コストの適正管理と縮小を図るため、下水道3事業を地方公営企業法適用による企業会計方式で行う。
(企業会計で運営することにより、使用料算定の客観的資料が簡単に作成でき、経営説明がしやすくなる。また財務内容が透明化し 管理者、職員が共通の物差しで効率的な運営ができる。)

5 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画（収支計画）：

別表のとおり投資・財政計画を見込みます。

○計画において、10年後でも純利益は発生しませんが、改善方向で進捗し、平成55年度には純利益が発生すると見込みます。

○元金に充当する一般会計からの繰り入れを、資本金収入の出資金として処理されているため、収益的収支には反映されていませんが、計画期間中に一般会計と協議し、繰入の会計処理について、再検討します。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

(投資の目標に関する事項)

農業集落排水事業の事業推進について、平成11年度の計画見直しの際に、現に供用開始している処理計画区域以外は中止しましたので、計画期間中の管渠敷設工事は行いません。

また、供用開始後25年ほどなので管渠の更新工事も計画期間中は行いません。

各終末処理施設については、主要な機械設備やポンプ類、配管の耐用年数は20年～30年であることから、修繕・更新計画を作成し、修繕費等についての交付金などを活用できるよう準備を進めることとします。

(管渠、処理場等の建設・更新に関する事項)

管渠と処理場の建設・工事計画は次のとおりです。

表5 農業集落排水事業計画（資本的支出）

(単位:千円)

科目	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
管渠建設費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事請負費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
処理場建設費										
委託料	0	2,000	5,000	1,000	5,000	0	0	0	0	0
工事請負費	0	0	0	0	0	0	50,000	0	0	0
計	1,000	3,000	6,000	2,000	6,000	1,000	51,000	1,000	1,000	1,000

・管渠建設について、延長工事や更新工事の予定はありません。公共汚水樹の新規設置分のみ計上とします。

・機械電気設備更新について次のとおり計画します。

(機能診断) H29福島県と協議 H30機能診断調査(補助事業) H31最適整備構想策定(補助事業)

(機能強化(改築) H32概要調査 H33詳細調査(補助事業)、事業計画書作成 H34事業申請 H35事業採択、事業実施(補助事業)

(広域化・共同化・最適化に関する事項)

当町の農業集落排水事業は、今後の広域化・共同化の予定はありません。

最適化について、当町の公共下水道又は農業集落排水施設間との統合については、処理場間が離れているため予定はありません。

その他の最適化について、平成 11 年度に事業推進検討を行った結果、地理的条件や経済的理由などから、計画のあった 18 処理区のうち既に供用開始されている 3 処理区域を除く全ての計画について、浄化槽整備へと整備手法の変更を行いました。

概算費用比較検討

農業集落排水 1 戸当たり建設費

$$3,373,000 \text{ 千円} \div 2,640 \text{ 人} \div 3.2 = 4,088 \text{ 千円/戸}$$

市町村設置型浄化槽事業

700 千円/戸

(投資の平準化に関する事項)

終末処理場の機械電気設備更新については、ストックマネジメント手法を導入し、農山漁村地域整備交付金を活用して、施設の機能診断調査を行い、その結果を踏まえて最適整備構想の策定し、計画に基づく改築等を行うことで施設機能の健全化、投資の平準化・削減などを図ります。

(防災、安全対策に関する事項)

平成 27 年度に下水道事業 BCP を策定されていることから、農業集落排水事業についても下水道 BCP を準拠することとし、自前で年 1 回以上の訓練を実施する予定とします。

また、災害時に備え、発電機、汚水ポンプなどの備品を備えるものとします。

②収支計画のうち財源についての説明

(財源の目標に関する事項)

農業集落排水事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担します。

そのほか、維持管理費と農業集落排水事業の実体資本を維持するための資金を留保して、今後の更新事業に備えることを目標とします。

表 6 損益勘定留保資金の経過と見通し

(単位：千円)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31年度末	H32年度末	H33年度末	H34年度末	H35年度末	H36年度末	H37年度末	H38年度末
損益勘定留保資金	26,606	48,816	71,322	92,727	114,281	134,984	156,836	178,837	200,987	223,286	245,734	268,331

(使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項)

当町の現在の使用料水準は、全国的に見ても高額な使用料設定となっていますが、全国的な傾向では値上げする方向で動いているといえます。

しかしながら維持管理費の全てを賄うことができますが、減価償却費については一部しか充当できていない水準です。(利子等の資本費は一般会計繰り入れを原則としている。)

また、新規下水道接続者の低迷と人口の減少の影響から、飛躍的な増量は見込めず、ほぼ微量増と見込まれます。

使用料の見直しについては、計画期間において、収支均衡にするためには収入不足ですが、資金不足に成ることはないこと(キャッシュベースではマイナスにならない)、流動資産比率に置いても年間を通しプラス数値で推移すること、また近隣市町村の動向や社会情勢を考慮すると、当計画期間中は行わないこととし、供用開始区域内の接続率の向上に努め、使用料収入の増加を目指します。

(企業債に関する事項)

当計画期間での大規模な建設改良工事は、施設の機能診断調査や最適整備構想の策定の後、農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業)を活用し、農業集落排水処理施設の機能強化(機械設備更新)を、平成35年度を目途に予定しており、その際に町費分については下水道事業債を行う予定とします。ただし、機械設備などの突発的な不具合により、機械設備の更新などが必要となった場合は、必要に応じて起債を行います。

また、公債費負担の平準化を行うために、平成19年度から平成21年度まで資本費平準化債の起債を行ってきましたが、平成22年度からは、起債残高を減少させるために、資本費平準化債、の起債を行わないこととします。

(繰入金に関する事項)

繰入金について、当町での下水道事業供用開始の前に、「公共下水道事業の使用料及び受益者負担金並びに水洗化の普及促進方策」について、「三春町下水道事業運営審議会」へ諮問し、計6回の審議会を開催しましたが、平成11年2月24日付けの答申の中に繰入金について次のように記されています。

「下水道事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担し、維持管理費は料金で回収することを基本として運営する」

これを受け農業集落排水事業も公共下水道に準拠するとして、元利償還金については一般会計から繰り入れを行っていましたが、ここ数年は一般会計の財政難から減額して繰り入れる状況でした。

しかしながら、下水道等会計の留保資金(流動資産 現金)を取り崩しながら農業集落排水事業を運営してきたところですが限界を迎えるため、今後は当初計画のとおり元利償還については一般会計から繰り入れることとします。

具体的には、償還利子分についての繰り入れは収益的収入で会計処理をし、償還元金についての繰り入れは資本的収入で会計処理をします。

企業会計の趣旨に沿って、収支均衡を図るための繰り入れは行わないこととします。

表 7 一般会計繰入金の推移

区分		H24	H25	H26	H27
繰入額	収益的収入 他会計補助金（千円）	25,885	23,647	21,448	19,777
	資本的収入 出資金(千円)	38,638	38,566	40,479	33,626
	合計	64,523	62,213	61,927	53,403
繰入基準額	収益的収支繰入基準(千円)	22,796	21,075	19,930	19,161
	資本的収支繰入基準(千円)	19,289	19,723	20,167	20,686
	合計	42,085	40,798	40,097	39,847

(その他)

使用料収入の増加の為、水洗化率の向上に努めます。具体的には排水設備建設費利子補給制度を町広報誌やホームページなどで広報します。

また未接続住宅について毎年度ダイレクトメール送付を行い、必要に応じて個別訪問を行います。

そのほか、使用料未納者については、定期的に個別訪問を行い収納率の向上に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費について説明

(民間活力の活用に関する事項)

当町での民間の活力の活用については、事業の現況の頁にて記載し、実施しているところですが、当計画期間内に委託契約更新があることから、引き続き施設の運転・維持管理と農業集落排水処理施設使用料徴収業務、下水道事業等会計業務はアウトソーシングを予定し、経費節減を行います。

経費節減試算例

○下水道処理場運転業務

民間活力活用	:	委託費	<u>4,925 千円／年</u>
直営	:	人件費	7,700 千円 × 1 人 = 7,700 千円
		その他経費	770 千円
		計	<u>8,470 千円／年</u>

○農業集落排水処理施設使用料徴収業務と下水道事業等会計業務

民間活力活用	:	委託費（公下、農集、浄化槽で 3 人）	<u>2,074 千円／年</u>
直営	:	人件費	6,000 千円 × 3 人 = 18,000 千円
		システム使用料他	1,500 千円
		計 19,500 千円	÷ 3 事業 = <u>6,500 千円／年</u>

(職員給与費に関する事項)

下水道事業等会計にて支払われる職員（三春町公営企業職員）の給与については、三春町一般会計部局の制度と同一の規定により適正に支払われます。

また、退職金の取り扱いについて、市町村職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年福島県市町村総合事務組合条例第 1 号）第 21 条の普通負担金以外についての退職手当に係る追加的な費用は、全て一般会計が負担する覚書を締結しているため、計画期間での退職手当引当金は計上しません。

(動力費に関する事項)

動力費のうち大半は電力使用ですが、主要機器の電力使用量は、農業集落排水処理施設運転管理の受託業者にて定期的に確認するとともに、月一回の受託業者との会議により状況を把握し、可能な限りの節電に努めます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

(広域化・共同化・最適化に関する事項)

既に公共下水道のダウンサイズ化、農業集落排水処理施設計画の見直しを行い、集合処理施設と個別処理施設の融合による汚水処理施設整備を確立していますが、常に事務事業を見直し、今後の動向を見極めながら、時代の変化に見合った投資について検討して参ります。

(投資の平準化に関する事項)

終末処理場の機械電気設備更新については、ストックマネジメント手法を導入し、施設の機能診断調査、最適整備構想の策定を行い、計画に基づく改築等を行うこととしていますが、必要に応じて変更計画を行い、機能の健全化、投資の平準化・削減などを図ります。

(民間活力の活用に関する事項)

現在行っている民間活力の活用を随時見直し、常に新技術の導入、事業の効率化、経費削減を図ります。

②今後の財源についての考え方・検討状況

(使用料の見直しに関する事項)

計画期間中は使用料の改定予定はありませんが、資本費を除く維持管理について賄えるよう、必要に応じて見直しを検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

(民間活力の活用に関する事項)

現在行っている民間活力の活用を随時見直し、常に新技術の導入、事業の効率化、経費削減を図ります。

(職員給与に関する事項)

企業職員の給与の適正化については、一般会計部局の制度に準じます。

(動力費、薬品費、修繕に関する事項)

動力費、光熱水費、薬品費などの維持管理経費については、汚水処理工程の効率化や不明水対策なども積極的に行い経費削減に努めます。

修繕費についても、日頃のメンテナンスを確実に行うことで、機械設備の適正運転を行い、経費の抑制に努めます。

(委託費に関する事項)

投資以外の下水道事業経費の大半を占める委託費については、費用対効果を考慮し、委託内容の精査、適正な業者の選定などを行い、経済的且つ効率的に実施するよう努めます。

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

当該計画内容について、毎年度の決算に合わせ事後検証し、進捗管理を行います。

計画内容と各年度の実績を比較検討し、必要であれば当該計画を見直し、更新します。

経営比較分析表

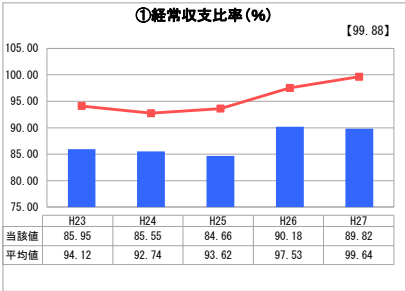
福島県 三春町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	68.44	14.95	91.41	4,806

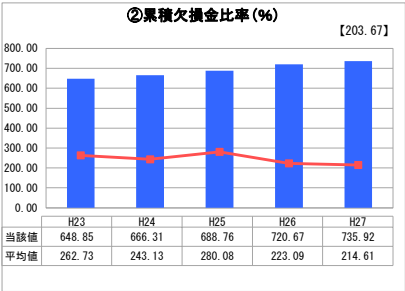
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,738	72.76	243.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,640	1.22	2,163.93

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

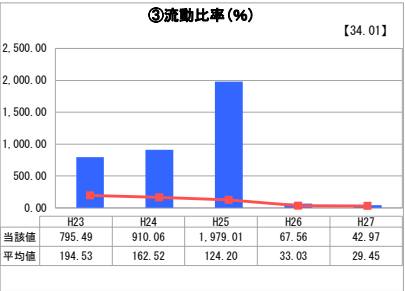
1. 経営の健全性・効率性



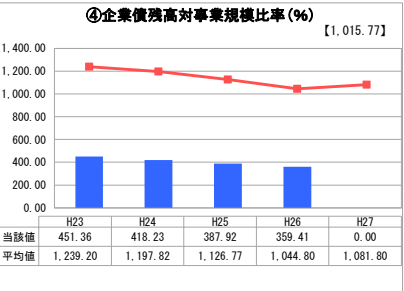
「経常損益」



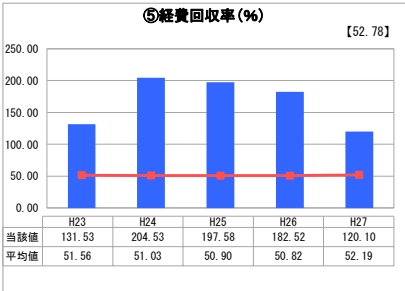
「累積欠損」



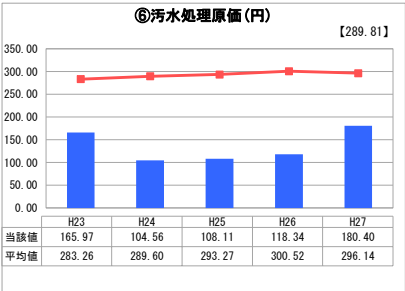
「支払能力」



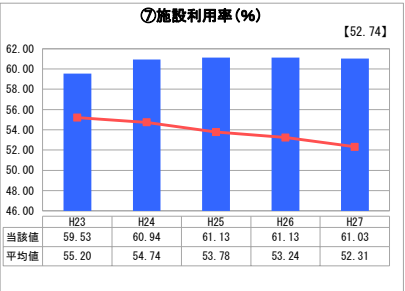
「債務残高」



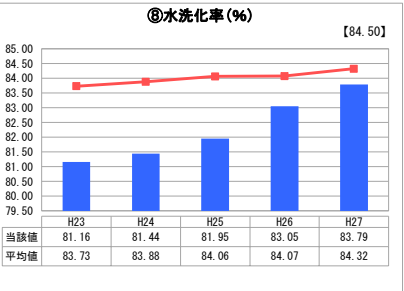
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

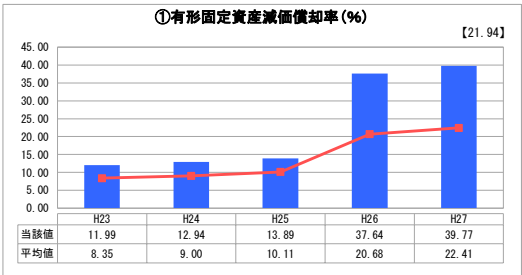


「施設の効率性」

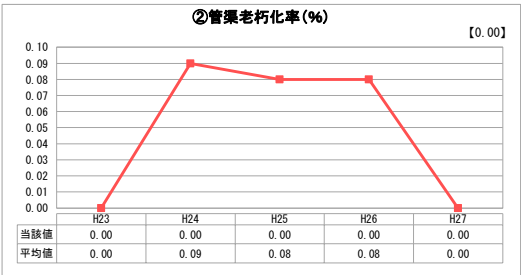


「使用料対象の捕捉」

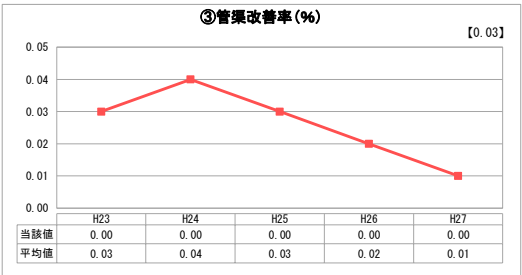
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支が100%を切っており、経費回収率は100%を超えていることから、減価償却費の減少と、新規加入者による使用料の増により改善の見込みである。

②累積欠損について、単年度での利益が発生しないので早急な改善は難しい。

③流動比率は100%を切っている状況であるが、流動負債の大部分を占める償還元金については、一般会計から繰り入れることと協議済みのため問題ない。

④企業債残高対事業規模比率については、予定貸借対照表に全額一般会計で負担すると表記しているため0となる。

⑤経費回収率について、経費の中の維持管理費は確実に回収で来ているので、料金水準は妥当である。

⑥汚水処理原価については全国平均から見ると安価な法であるが、なお経費削減に努める。

⑦施設の利用率については数値的には六割ほどだが、実際はこれ以上の受け入れは困難である。

⑧水洗化率は微量の上昇傾向ではあるが、一層の接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

当町の農業集落排水事業は、供用開始が平成2年度と25年を経過しているが、法定耐用年数に定義する管渠の老朽には至っていない。しかしながらマンホール廻りの舗装の状態が悪い箇所が少なくない。計画的に補修する必要がある。

処理場の機械設備については、修繕・更新計画を作成し、修繕費等についての交付金などを活用して更新を行っている。

全体総括

農業集落排水事業のような、集合処理方式は資本費が膨大なため、使用料だけをもって健全な経営は困難である。近年は、集合処理に代わって浄化槽など個別排水処理が下水道事業の整備の一選択として認められているので、当町では、地区の特性に合わせ集合処理と個別排水処理を組み合わせる下水道事業を行っている。

また、農業集落排水事業については、経営戦略を策定し、持続的に農業集落排水事業を行うこと、また、独立採算を原則とした公営企業としての経済性を発揮し、最小の経費で最良のサービス提供することを目指して事業に取り組む。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

区 分			年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
			(決 算)	(決 算)	(決 算)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		46,270	46,995	45,680	46,330	46,660	46,990	47,320	47,650	47,980	48,310	48,640	48,970	49,300		
		(1) 料 金 収 入	46,270	46,995	45,680	46,330	46,660	46,990	47,320	47,650	47,980	48,310	48,640	48,970	49,300		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)															
		(3) そ の 他															
	2. 営 業 外 収 益		74,733	69,166	66,951	65,178	63,351	53,062	49,150	47,219	45,260	43,379	41,877	40,628	39,530		
		(1) 補 助 金	21,448	19,777	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139	1,041		
		他 会 計 補 助 金	21,448	19,777	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139	1,041		
		そ の 他 補 助 金															
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		53,285	49,389	48,896	48,896	48,896	40,486	38,489	38,489	38,489	38,489	38,489	38,489	38,489		
		(3) そ の 他															
収 入 計 (C)		121,003	116,161	112,631	111,508	110,011	100,052	96,470	94,869	93,240	91,689	90,517	89,598	88,830			
		112,737	109,555	104,677	105,049	105,248	93,322	90,751	90,609	91,033	91,232	93,681	93,880	94,067			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用																
		(1) 職 員 給 与 費															
		基 本 給 付 費															
		退 職 給 付 費															
	(2) 経 費		25,352	29,477	24,970	25,324	25,505	25,686	25,867	26,048	26,229	26,410	26,591	26,772	26,953		
		動 力 費	7,442	7,062	6,476	6,568	6,615	6,662	6,709	6,756	6,803	6,850	6,897	6,944	6,991		
		修 繕 費	3,132	4,954	3,748	3,801	3,828	3,855	3,882	3,909	3,936	3,963	3,990	4,017	4,044		
		委 託 料 費	12,935	13,198	12,135	12,308	12,396	12,484	12,572	12,660	12,748	12,836	12,924	13,012	13,100		
	(3) 減 価 償 却 費		87,385	80,078	79,707	79,725	79,743	67,636	64,884	64,561	64,804	64,822	67,090	67,108	67,114		
		そ の 他	1,843	4,263	2,611	2,647	2,666	2,685	2,704	2,723	2,742	2,761	2,780	2,799	2,818		
2. 営 業 外 費 用		21,448	19,777	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139	1,041			
	(1) 支 払 利 息	21,448	19,777	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139	1,041			
	(2) そ の 他																
	支 出 計 (D)	134,185	129,332	122,732	121,331	119,703	105,898	101,412	99,339	97,804	96,122	97,069	96,019	95,108			

投資・財政計画

(単位:千円)

年 度 区 分			26年度 (決 算)	27年度 (決 算)	28年度 (決 算) 見 込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
資本的 収入 支出	資本的 収入	1. 企 業 債								1,500		23,500		
		うち 資本 費 平 準 化 債												
		2. 他 会 計 出 資 金	40,479	33,626	70,148	71,921	73,747	75,190	74,994	73,079	70,698	62,344	53,918	47,416
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金												
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国(都道府県)補助金					2,000	5,000		3,500		26,500		
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
		8. 工 事 負 担 金	3,500	2,500	2,500	2,500	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
		9. そ の 他												
		計 (A)	43,979	36,126	72,648	74,421	76,997	81,440	76,244	79,329	71,948	113,594	55,168	48,666
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	43,979	36,126	72,648	74,421	76,997	81,440	76,244	79,329	71,948	113,594	55,168	48,666
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	1,420	4,351	1,000	1,000	3,000	6,000	2,000	6,000	1,000	51,000	1,000	1,000
		うち 職 員 給 与 費												
		2. 企 業 債 償 還 金	66,754	68,426	70,148	71,921	73,747	75,190	74,994	73,079	70,698	62,344	53,918	47,416
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
		5. そ の 他												
		計 (D)	68,174	72,777	71,148	72,921	76,747	81,190	76,994	79,079	71,698	113,344	54,918	48,416
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		24,195	36,651	△ 1,500	△ 1,500	△ 250	△ 250	750	△ 250	△ 250	△ 250	△ 250	△ 250
	補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	20,807	18,299	20,710	21,006	21,155	21,304	21,453	21,602	21,751	21,900	22,049	22,198
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
		3. 繰 越 工 事 資 金												
		4. そ の 他												
		計 (F)	20,807	18,299	20,710	21,006	21,155	21,304	21,453	21,602	21,751	21,900	22,049	22,198
	補填財源不足額 (E)-(F)		3,388	18,352	△ 22,210	△ 22,506	△ 21,405	△ 21,554	△ 20,703	△ 21,852	△ 22,001	△ 22,150	△ 22,299	△ 22,448
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
	企 業 債 残 高 (H)		796,597	728,181	658,023	586,102	512,355	437,165	362,171	290,592	219,894	157,550	103,632	56,216

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決 算)	(決 算)	(決 算) 見 込									
収 益 の 収 支 分		21,448	19,777	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139
	うち 基 準 内 繰 入 金	19,930	19,161	18,055	16,282	14,455	12,576	10,661	8,730	6,771	4,890	3,388	2,139
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,518	616										
資 本 の 収 支 分		70,148	71,921	73,747	75,190	74,994	73,079	70,698	62,344	53,918	47,416	40,379	14,394
	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金	70,148	71,921	73,747	75,190	74,994	73,079	70,698	62,344	53,918	47,416	40,379	14,394
合 計		91,596	91,698	91,802	91,472	89,449	85,655	81,359	71,074	60,689	52,306	43,767	16,533